

豊田市公告第276号

豊田農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定に基づき公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び農業振興地域整備計画を変更する理由を次により縦覧に供する。

なお、豊田市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し意見があるときは、令和8年7月2日までに市に意見書を提出することができる。提出された意見書は要旨にとりまとめ、その処理結果とあわせて、後日、公告する。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画に対し異議があるときは、令和8年7月2日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和8年6月2日

豊田市長 太田稔彦

1 縦覧期間

令和8年6月3日から令和8年7月2日まで

2 縦覧場所

産業部農政企画課